

知財戦略

コーポレートガバナンス・コードに知財条項新設のインパクト

ー CGC 改定を知財活動強化のチャンスに！ ー

日本パテントデータサービス (株)
弁理士 石塚 利博

コーポレートガバナンス・コード (CGC、企業統治指針) の改定

本年6月にCGCが改定された(注1)。主なポイントは、脱炭素、多様性等とともに知的財産が世界に先駆けて新設されたことである。「知的財産への投資」の情報開示や取締役会が知財戦略の実行で企業の持続的な成長に資するように監督を行うべき(下表参照、注2)、と規定された。CGCに罰則規定はないが、実行しない場合には、説明責任を伴う。更に来年株式上場制度が改編されて、プライム、スタンダード、グロースとなり、プライムは特に高いCGCの遵守が求められる。米中の覇権争いがニュースの通り凄まじい。科学技術の分野でも中国の凄まじい追い上げである。

表1 企業統治指針

	知的財産新設
上場会社は、人的資本や知的財産への投資などについて、分	取締役会は、人的資本や知的財産への投資などの重要性に鑑
かりやすく具体的に情報を開示・提供すべき	み、経営資源の配分や、事業ポートフォ
である(補充原則3-1③)	リオに関する戦略の実行が企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督をおこなうべきである(補充原則4-2②)

知財条項が新設された意義

日本が世界に先駆けてCGCに知財条項を入れたことで東証が将来本件でリードシステイタスを上げることに繋がる可能性がある。東証で大きな影響力のある機関投資家にとって、中長期の投資評価に活用できる知財の役割は大きい。特許は、出願から満了まで20年であり、中長期の資産価値を有するものであるからである。更に、特許出願動向調査で、SDGs、脱炭素に資する指標ともなり得る。

脚光を浴びる知的財産

知財部は、取締役会などの幹部に知的財産の投資等の知財戦略・活動推進の報告、協議等が継続的に必要となる。先端的な知財企業では、幹部を入れた知財投資会議、戦略会議の開催や知財社長月報の発行などしているが、現状残念ながら多いとは言えない。また、具体的な知財戦略は、最も重要な企業秘密の一つである。何を何処まで株主等に開示するかが最大の課題となる。開示については、今年度内閣府がガイドラインを作成する予定である（注3）。

経営に資する知財活動強化

本件に対して、どのような対応を取るべきかを検討している上場企業が多い。

いずれにせよ経営に資する三位一体（事業、研究開発、知財）の知財活動を見直して強化するチャンスと考える。

知財部が更に事業、経営に貢献し、株主、ステークホルダーの企業価値最大化を目指すことが肝要である。

—以上—

（注1）日本取引所グループ（2021.6.11）『改訂コーポレートガバナンス・コードの公表』（jpx.co.jp）、

（注2）渋谷高弘（2021.4.27）『重み増す知財と人財 金融庁・東証、企業統治指針改定へ』、日本経済新聞（nikkei.com）、

（注3）内閣府知的財産戦略（2021.7.13）『工程表「知的財産推進計画2021」重点事項』、chizaikeikaku20210713.pdf (kantei.go.jp)